

『「総合的な学習の時間」における学校外学習の位置づけの明確化』についての見解

全日本教職員連盟

10月1日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（第107回）において、『「総合的な学習の時間」における家庭・地域等と連携した学校外学習の位置づけの明確化について』（以下、本方針）が示された。

これは、6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（以下、骨太方針2018）に従うものである。骨太方針2018においては「教育の質の向上等」の項において「学校現場での教員の勤務実態を改善するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの緊急対策を具体的に推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や学校の実態に応じた教員の勤務時間制度の在り方などの勤務状況を踏まえた勤務環境の見直し、小学校における教育課程の弾力的運用についての検討を進める」とある。つまり、「小学校における教育課程の弾力的運用」は「学校現場での教員の勤務実態を改善するため」のものでなくてはならない。

現在、新学習指導要領の実施に向けた移行期間である。移行期間中について、文部科学省は、授業時数の特例として「年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができること」とした。これについても「教員勤務実態調査（平成28年度）」により明らかとなった過労死ラインを遥かに超える勤務実態、中でも小学校教員においては授業に係る時間の増加に対応したものである。その後に行われた「移行期間中の授業時数調査」では、約3割の小学校において総合的な学習の時間を減じて教育課程を編成している、という調査結果が出た。公教育において約3割の学校が「時数増は困難」としたこの調査結果は極めて深刻に受け止めるべきである。同時に「学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度と考えられる」とした平成20年1月17日の中教審答申が裏付けられた結果である。

学校現場が今、解決していかなければならない課題は、主なものでも、第一に主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、道徳や小学校高学年における英語の教科化等新学習指導要領の掲げる理念の実現、第二に持続可能な学校指導體制を構築するための学校における働き方改革、第三にますます複雑化・多様化・困難化する不登校やいじめ等に対応するための児童生徒の指導の充実等多岐に亘る。これらの現状を鑑みたとき、新学習指導要領完全実施後においても、週当たりの授業時数を増やすことなく弾力的に教育課程を編成できるとした本方針は、大いに評価できるものである。

一方で、本方針において、そのための条件として示された「指導計画上の位置づけ（目標、内容、学習活動、指導方法・体制、学習の評価）が明確であって、家庭・地域との連携の取組が充実している場合など」が、各学校において運用する場合に、高すぎるハードルと受け取られることになっては「学校現場での教員の勤務実態を改善するため」にはならず、画餅となってしまう。現在においても行われている学校外での学びについても授業として位置付けることが可能となる等、各学校の実態に応じた柔軟な運用とならなければならない。

中教審は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成29年12月22日）において、「国が取り組むべき方策」として「今後、文部科学省において学校へ新たな業務を付加するような制度改正等を行う際には、既存の業務との調整や義務付けの必要性の検証、必要な環境整備等を行う必要がある」としている。本方針が、「中間まとめ」の精神に則り、教職員の看過できない勤務実態の是正に繋がること、そして、現在学校現場が直面している様々な課題を解決するための一助となるよう、文部科学省に強く要望する。